

令和7年第12回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月24日(水) 開会 午後 1時55分

2. 開催場所 入間市市民活動センター 活動室1

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 中島伸吉 5番 清水裕司

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

副主幹 浅川 英雄

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第12回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、宇津木推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番 中島伸吉委員、5番 清水裕司委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月19日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況を確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、県道所沢青梅線北側の所沢市境にある農地で、農地パトロールの時にも度々指導対象となっておりました休耕地になります。現在は夏草も枯れ、幾分は農地の体裁を維持していますが、手を入れた様子はありませんでした。

譲受人は、地区内を中心に52アールほど農地を所有しており、それぞれが適正に管理されております。

また、譲受人はトラクター、軽トラック、刈入機などの農機具を所有しており、許可後は果樹園（柿・栗）として利用する計画とのことです。

農作業については、ご本人夫婦及び近くに住む息子さんの3人で行うこととしており、今後の耕作においても支障ないと思われまます。ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

12月22日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、少し草が生えておりますけども支障ないかと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひまます。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございまます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されまます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、配付議案書のとおりとなります。

申請地は現在休耕地となっておりますが、借受け後は果樹園として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたら、質疑がありましたらお願ひいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願ひまます。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第1号2番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月19日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況を確認してまいりました。

申請者は申請地東側に居住する方で、自宅敷地内で家庭菜園を営んでおりましたが、隣接農地所有者から相談があったことと、農地法改正により5反要件が無くなったことに伴い、本人が耕作しうる面積であるため、農地として譲り受け新たに耕作するための申請です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は野菜畑として利用する計画との事です。

現在の自宅敷地内での耕作状況や、本人が作成した営農計画書等の説明資料、農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

12月22日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障ないかと思われまのでよろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業を新たに行うための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、配付議案書のとおりとなります。

申請地の耕作状況は、現在休耕地となっておりますが、許可後は、野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号の3番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月18日に、的場推進委員と一緒に、現地を確認しました。また、12月12日に申請者本人と会い、聞き取りを行いました。

申請地は案内図のとおり、八高線西側の市街化区域内にある農地で、現在果樹園となっておりますが、許可後も引き続き果樹園として利用する計画との事です。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われま

す。○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

12月18日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、何ら支障ないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、配布議案書のとおりとなります。

申請地は果樹園として利用されておりましたが、許可後も果樹園として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

4 番、中島です。議案第 2 号の 1 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1 2 月 1 7 日に、豊泉推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおり、圏央道南側とゴルフ場敷地に挟まれた農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周辺農地に影響を及ぼさない形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら申し上げます。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

1 2 月 2 0 日に、現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないかと思われま
すので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、事業拡大に伴い資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第 5 条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第 3 種農地には
該当いたしません。また、農地の集団性は、1 0 ヘクタールを超える集団農地ではないこと
から、第 2 種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第 2 種農地の不許可の例外については、「申請に係
る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成すること
ができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

現況の高さが書いていないのですが、これから積むのですか。

○事務局

現地は傾斜地となっておりますので、先ず30cmか40cmの土を盛って平らにして、その後土を盛ります。

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

畑ではなかったのですか。

○事務局

斜めになっている畑です。凄い傾斜地ではないですけど、ちょっと傾斜しています。

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

そこを平らにして、高さはどのくらいになりますか。

○事務局

予定では1.1mから1.5mぐらいの土を資材として堆積するという計画です。

申請者からの図面がちょっと見づらくなり、申し訳ございません。

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

隣接地は農地なのですか。

○事務局

隣接地も同じように傾斜した畑です。

○議長

ほかにございますか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番(中島伸吉君)

4番、中島です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月17日に、豊泉推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおりであり、圏央道南側の宅地や工場と農地が混在した区域になります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周辺農地に影響を及ぼさない形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(豊泉隆君)

金子地区推進委員の豊泉です。

12月20日に、現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないかと思われま
すので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、事業拡大に伴い資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地区域内であったため、令和7年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和7年11月28日付で、農用地区域から除外されております。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月20日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおりであり、国道16号線脇にある農地となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。時期により必要となる施設であり、規模も適正なものとなっているため転用申請はやむを得ないものと思われま。ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

申請は、現在譲受人が利用している駐車場が手狭となり、新たに駐車場を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集約性は、10ヘクタールを超える集約農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

このことから、必要性が認められ、また周辺農地へ影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

議案第3号の1番から5番は、農用地利用集積等促進計画の案により、使用賃借権・賃貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件(令和8年2月始期分)に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第9回農用地利用集積等促進計画(案)をご覧ください。

なお、1番から5番までの農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

初めに、1番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年となります。

次に、2番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年となります。

次に、3番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年となります。

次に、4番と5番の設定する権利の種類は賃貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年2月1日から令和9年1月31日までの1年となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第3号の1番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。

12月17日に、東金子地区にある1筆の農地の状況を、間野推進委員とは別々に確認してまいりました。茶畑として良く管理されておりました。

借受人は、市内で2.6ヘクタール以上耕作する製茶農家です。

今回の申請地について、茶畑として耕作されておりますが、引き続き茶畑として耕作する予定であり、農機具の所有状況等から、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

12月22日、久保田委員とは別々に現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の2番を議題といたします。

それでは、担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

12月20日に、二本木地区にある1筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で4.7ヘクタール以上耕作する法人です。

今回の申請地について、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

続いて、議案第3号の3番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

12月20日に、二本木地区にある1筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で77アール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の4番を議題といたしますが、4番と5番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、4番と5番を一括審議といたします。

それでは、担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

12月20日に、二本木地区にある2筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で3.2ヘクタール以上耕作する法人です。

今回の申請地について、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、1番から5番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

○議長

それでは、無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

はじめに、9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第4号の1番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

12月19日に、岩田推進委員とは別々に現地に出向き、状況を確認してまいりました。

相続人は住所地を中心に耕作を行う農家で、対象農地は市内にある1筆の農地となります。

一昨年より相続人の親族から相談を受けており、継続的な指導等を行ってまいりました。

現時点では適正に管理された農地とはいえない状況となっておりますが、近々に適正な形にする旨、お話を伺っております。

私個人としては、農地を主に管理する相続人親族の意向を尊重し、農業経営の一助として相談等指導をしながら、今しばらく様子を見ていきたいと思っております。以上のような現状ですけれども、ご審議くださいますよう宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

12月22日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、適正に管理された状態とは言えない状態なのですが、荻野委員の言うとおり、もう少し様子を見ていこうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（久保田委員 挙手）

○農業委員10番（久保田勝君）

相続人住所地にも農地を持っているようですが、そちらの畑はきちんと管理されているのですか。

○農業委員9番（荻野実君）

相続人親族からのお話では、なかなか畑の方まで現状目が届かないと伺っておりますので、入間市の農地と同様に管理が行き届いていないのではないかと思います。

○事務局

こちらの方で把握している部分としては、住所地の農業委員会に確認したところ、やっぱり同じような状態だそうです。ただ、荻野委員の言われるように、本人はやる気がある状況は間違いないということなので、指導して改善する見込みがあるということで、経過審議中で同じような状況と聞いております。

○農業委員10番（久保田勝君）

わかりました。

○議長

ほかにございますか。

無いようですので、来月の総会で改めて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、来月改めて審議を行うということに決定いたしました。

続いて、議案第5号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

12月19日に、大室推進委員と一緒に、申請地の状況確認を行いました。申請地はきれいに耕うん、整地されておりました。

該当農地は特定生産緑地として耕作しておりましたが、事由の生じた者の死亡に伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、普通畑として今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

12月19日、宮岡委員と一緒に現地を確認しました。

宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の1番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買取り申し出をする際に必要な証明であ

る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買取り申し出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。説明は以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番(清水裕司君)

5番、清水です。議案第5号の2番についてご説明を申し上げます。

証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

12月21日に、齋藤推進委員とは別々になりましたが、申請地の状況確認等を行いました。現地は大変きれいに管理されておりました。

該当農地は特定生産緑地として耕作しておりましたが、事由の生じた者の死亡に伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、茶畑や普通畑として今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(齋藤勲君)

藤沢地区推進委員の齋藤です。

12月21日、現地を確認しました。自宅に訪問し、話を伺いました。

清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の2番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなれば、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買取り申し出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買取り申し出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。説明は以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については10件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については2件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号、第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後2時48分